

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対するための意見書

少子高齢化社会が進み、4人に1人が高齢者の中、援助や支援が受けられない、頼れない事情等があるなど、いわゆる身寄りのない高齢者（以下、「身寄りのない高齢者」という。）が増えている。

本来、医療・介護サービスは、公的な保険サービスであり、医師の応招義務や介護保険事業者のサービス提供義務があり、入院・入所を拒否できないはずであるのに、現実には、入院・入所の場面において、身元保証人や身元引受人（以下、「身元保証人等」という。）がその条件であるかのように求められている。

このような高齢者福祉の現場において、厚生労働省では、「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」を令和6年度から実施しているが、この事業の内容には、多額の費用を要することが課題となっている。

よって、本市議会は、政府に対し、身寄りのない高齢者が、身元保証人等に頼ることなく、安心して暮らすことができるよう、次の事項を強く求める。

- 1 病院や福祉施設等が身元保証人等を付けることを入院・入所の要件とせず、身元保証以外の代替措置を講ずること。
- 2 単身高齢者の包括支援プラットフォームと本人に寄り添った意思決定の支援を安価に利用できるよう、法整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣
消 費 者 庁 長 官

座間市議会議長 熊 切 和 人